

後期高齢者医療制度のご案内

7月中旬に保険料納入通知書を送付

後期高齢者医療制度(以下「本制度」)は、75歳以上の方と、一定の障がいがあると認定された65歳以上の方が加入する制度です。平成22年度の納入通知書は、7月中旬に送付します。

●被保険者一人一人の保険料を計算

本制度の保険料は、国民健康保険などの世帯単位の賦課とは異なり、被保険者一人一人の保険料を計算します。保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計額です(表1)。今年度は保険料率が改定され、21年度と比較して均等割額が600円、所得割が0.03割引き下げられました。なお、保険料額は、神奈川県後期高齢者医療広域連合が年度ごとに決定するため、県内いずれの市町村でも同じ計算方法となり、市町村による違いはありません。

●保険料の軽減措置

〔均等割額の軽減〕
被保険者本人と世帯主および、同一世帯内のほかの被保険者の所得に応じて、均等割額3万9260円から軽減されます(表2)。

〔所得割額の軽減〕
被保険者本人の賦課のもととなる所得金額が58万円

表1 平成22年度保険料の算定方法

$$\text{保険料(年額) 上限50万円} = \text{均等割額 39,260円} + \text{所得割額} \times \text{所得割率 (7.42\%)} \\ \text{所得割額} = \frac{\text{平成21年中の総所得金額等} - \text{基礎控除額 (33万円)}}{\text{所得割率 (7.42\%)}}$$

※総所得金額等とは、総収入から必要経費(公的年金等控除など)を除いた額です
※土地建物等の譲渡所得や確定申告した株式譲渡所得が含まれます

(例)公的年金収入300万円のみの方の場合

均等割額 39,260円(A)
所得割額 (年金収入(300万円) - 公的年金控除(120万円) - 基礎控除(33万円)) × 所得割率(7.42%) = 109,074円(B)
年間保険料 (A)39,260円 + (B)109,074円 = 148,330円(10円未満切り捨て)

表2 均等割の軽減割合と内容

軽減割合	軽減後均等割額	被保険者本人と世帯主および同じ世帯の他の被保険者の総所得金額基準
8.5割	5,889円	33万円以下
9割	3,926円	8.5割軽減される世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得なし)
5割	19,630円	33万円 + (24.5万円 × 同じ世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く))以下
2割	31,408円	33万円 + (35万円 × 同じ世帯の被保険者数)以下

※65歳以上の方で公的年金等控除を受けている方は、年金所得から高齢者特別控除(15万円)をした額で判定します
※世帯内に所得未申告の方がいる場合は、軽減措置が適用されませんので、ご注意ください

後期高齢者医療被保険者証を更新

負担割合変更の方には新しい被保険者証を送付

後期高齢者医療制度に加入している方が、医療機関の窓口で支払う医療費の一部負担割合は、1割または3割となっています。負担割合は、毎年8月に前年中の所得状況に応じて見直しを行います。この結果、負担割合が変更になった方には、7月下旬に新しい負担割合の被保険者証を送付します。8月以降は新しい被保険者証を医療機関に提示してください。古い被保険者証は、同封の返信用封筒で必ず返送してください。

後期高齢者医療制度に加入している市・県民税非課税世帯の入院時食事代などを軽減する市・県民税非課税標準負担額減額認定証の交付を受けると、入院時の食事代などが軽減されます(表3)。なお、す

表3 医療費および入院時食事代等の自己負担割合

所得区分	課税区分	判定基準	医療費		入院時食事代等 1食当たりの食事代
			自己負担割合	自己負担割合	
①現役並み所得者	課税	住民税の課税所得が145万円以上の被保険者およびその被保険者と同一世帯の他の被保険者 ※被保険者およびその被保険者と同一世帯の他の被保険者の収入合計額が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は「②一般」の区分になります	3割	3割	260円
②一般	課税	①③④以外の被保険者	1割	1割	260円
③低所得者II	非課税	同一世帯の方全員が住民税非課税の被保険者(④以外の被保険者)	1割	1割	210円(90日までの入院) 160円(過去12カ月で91日以上入院)
④低所得者I	非課税	同一世帯の方全員が住民税非課税で、世帯の各所得が0円(年金所得は控除額を80万円として計算)となる被保険者	1割	1割	100円

に同認定証の交付を受けている方は、7月下旬に更新した新しい認定証を送付します。

図(=問い合わせ先)の電話番号は各部署への直通電話の番号です

以下の方(公的年金収入のみの場合、年金収入額が211万円以下の方は、所得割額の5割が軽減されます)。
〔被用者保険の被扶養者均等割額の軽減〕
本制度の被保険者になる前日までに、会社の健康保険(被用者保険)などの被扶養者であった方は、当分の間、所得割額がかからず、

均等割額も9割軽減されます。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入した方は対象となりません。
●保険料の納付方法
保険料の納付方法は一人一人異なります。年額18万円以上の公的年金を受給している方は、原則として年

金から天引き(特別徴収)となり、それ以外の方は、納付書や口座振替(普通徴収)で納めてください。
〔特別徴収〕
年6回の年金の定期支払の際に、年金の受給額から保険料があらかじめ差し引かれます。前年の所得が確定していない4月・6月・8月は、仮に算定した保険

料額を天引き(仮徴収)され、前年の所得が確定した後は、年間の保険料額から仮徴収分を差し引いた額が、10月・12月・2月の3期に分けて天引き(本徴収)されます。
▽対象 公的年金が年額18万円以上の方。
※特別徴収の対象外①介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える方②年度途中で転入した方③年度途中で75歳になる方。
〔普通徴収〕
7月中旬に市から送付する納付書または口座振替

で、年間9回の納付期限までに納めてください。
▽対象 特別徴収されていない方。
※本制度の加入前に、国民健康保険税を口座振替で納付していた方も、新たに口座振替への申し込みが必要になりますのでご注意ください。
●特別徴収から普通徴収に変更できます
保険料を年金から天引き(特別徴収)している方は、原則といたしても、納付方法を口座振替に変更することができます。変更を希望す

る方は、保険年金課で手続きをしてください。
※納付書払いへの変更はできません。また、年金天引きを停止するには2・3カ月かかります。
▽手続き方法 保険年金課窓口で「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」「口座振替申込用紙」に必要事項を記入し、申請してください。
▽持ち物 引落口座の銀行印・通帳・被保険者証。
※昨年度に納付方法変更の手続きをしている方および、引き続き年金からの特別徴収を希望する方は、新

たに手続きする必要はありません。
●社会保険料控除
保険料は、確定申告の際に社会保険料控除の対象となります。特別徴収で納付している方は、ご本人のみ社会保険料控除が適用されます。このため、口座振替に納付方法を変更する方や、すでに納付している方で申告者と納付者の名義が異なる場合は、申告者名義の口座振替に変更する必要があります。
●保険年金課(☎235・4595)。